

学費等について 【平成31年度版】

茨城県立岩瀬高等学校に入学・在籍される方の入学料、授業料及び学校徴収金については、以下のとおりです。

1 入学時の納入金について

- | | | |
|-------|-----------|--------|
| ● 入学料 | 普通科・衛生看護科 | 5,650円 |
| | 専攻科 | 5,650円 |

合格発表時に配布する納付書により、3月中に金融機関等(ゆうちょ銀行は除く)で納めてください。お取り扱いには県内の金融機関が主になりますが、常陽銀行・筑波銀行については県外の支店も含みます。

- 入学諸納入金 普通科・衛生看護科

内容	金額
PTA入会金	11,000円
教材購入代	36,200円
計	47,200円

専攻科

内容	金額
教材購入代	10,000円
計	10,000円

合格発表時に配付する振込依頼書により、3月中に常陽銀行各支店から振り込んでください。

2 授業料及び学校徴収金について

- 普通科・衛生看護科

平成26年度入学生より、従来の高校授業料無償化がなくなり、また授業料を徴収するようになりました。なお、「就学支援金制度」により、認定された方については授業料分が補填されます。

1年

就学支援金を受けない方の計 ↓

項目→ 引き落とし日	授業料	茨城県 空調費	PTA会費	後援会費	体育文化 後援会費	生徒会費	空調設備費	学年費	合計	支援金を受 ける方の計
6月10日	0	0	2,400	3,800	2,500	8,000	4,200	0	20,900	20,900
7月10日	29,700	0	0	0	0	0	0	0	29,700	0
8月13日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月10日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月10日	39,600	800	0	0	0	0	0	0	40,400	800
11月11日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
12月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
1月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
2月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
3月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
合計	118,800	1,800	2,400	3,800	2,500	8,000	4,200	0	141,500	22,700

2年

就学支援金を受けない方の計 ↓

項目→ 引き落とし日	授業料	茨城県 空調費	PTA会費	後援会費	体育文化 後援会費	生徒会費	空調設備費	学年費	合計	支援金を 受ける方の 計
4月10日	9,900	0	0	0	0	0	0	25,000	34,900	25,000
5月10日	9,900	0	2,400	3,800	2,500	8,000	4,200	0	30,800	20,900
6月10日	9,900	0	0	0	0	0	0	0	9,900	0
7月10日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月13日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月10日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月10日	39,600	800	0	0	0	0	0	0	40,400	800
11月11日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
12月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
1月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
2月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
3月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
合計	118,800	1,800	2,400	3,800	2,500	8,000	4,200	25,000	166,500	47,700

3年

就学支援金を受けない方の計 ↓

項目→ 引き落とし日	授業料	茨城県 空調費	PTA会費	後援会費	体育文化 後援会費	生徒会費	空調設備費	学年費	合計	支援金を受 ける方の計
4月10日	9,900	0	0	0	0	0	0	35,000	44,900	35,000
5月10日	9,900	0	2,400	3,800	2,500	8,000	4,200	0	30,800	20,900
6月10日	9,900	0	0	0	0	0	0	0	9,900	0
7月10日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月13日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月10日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月10日	39,600	800	0	0	0	0	0	0	40,400	800
11月11日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
12月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
1月10日	9,900	200	0	0	0	0	0	0	10,100	200
2月10日	19,800	400	0	0	0	0	0	0	20,200	400
3月10日										
合計	118,800	1,800	2,400	3,800	2,500	8,000	4,200	35,000	176,500	57,700

※ 普通科・衛生看護科の1～3年については、口座振替(指定された銀行口座からの自動引き落としによる方法)による納入をお願いしています。引き落とし日の前日には必ず指定銀行口座の残高確認をお願いします。

● 専攻科 1年

項目→ 納入日	授業料	茨城県 空調費	PTA会費	後援会費	体育文化 後援会費	生徒会費	空調設備費	学年費	合計	授業料免除の 方の計
4月10日	9,900	0	240	380	250		500	2,200	13,470	3,570
5月10日	9,900	0	240	380	250		500	2,200	13,470	3,570
6月10日	9,900	0	240	380	250		500	2,200	13,470	3,570
7月10日	19,800	400	480	760	500		600	4,400	26,940	6,740
9月10日	9,900	200	240	380	250		300	2,200	13,470	3,370
10月10日	9,900	200	240	380	250		300	2,200	13,470	3,370
11月10日	9,900	200	240	380	250		300	2,200	13,470	3,370
12月10日	9,900	200	240	380	250		300	2,200	13,470	3,370
1月10日	9,900	200	240	380	250		300	2,200	13,470	3,370
2月10日	9,900	200	0	0	0		300	0	10,400	300
3月10日	9,900	200	0	0	0		300	0	10,400	300
合計	118,800	1,800	2,400	3,800	2,500	0	4,200	22,000	155,500	35,650

2年

項目→ 納入日	授業料	茨城県 空調費	PTA会費	後援会費	体育文化 後援会費	生徒会費	空調設備費	学年費	合計	授業料免除の 方の計
4月10日	9,900	0	240	380	250		500	2,200	13,470	3,570
5月10日	9,900	0	240	380	250		500	2,200	13,470	3,570
6月10日	9,900	0	240	380	250		500	2,200	13,470	3,570
7月10日	19,800	400	480	760	500		600	4,400	26,940	6,740
9月10日	9,900	200	240	380	250		300	2,200	13,470	3,370
10月10日	9,900	200	240	380	250		300	2,200	13,470	3,370
11月10日	9,900	200	240	380	250		300	2,200	13,470	3,370
12月10日	19,800	400	480	760	500		600	4,400	26,940	6,740
1月10日	19,800	400	0	0	0		600	0	20,800	600
合計	118,800	1,800	2,400	3,800	2,500	0	4,200	22,000	155,500	35,650

※ 専攻科については、毎月の納入日に現金で事務室にて納入をお願いしています。釣り銭のいらないようご準備願います。

※ 専攻科の納入日については、臨地実習の日程等により変更になる場合があります。

3 督促等について

授業料については、納期限までに納入されなかった場合、茨城県授業料等徴収事務取扱要項に基づき、家庭訪問や保証人への督促等の実施、さらには、出校停止や退学処分を行うこともあります。

また、長期滞納のケースについては、民事訴訟法第383条に定める支払督促の申し立てを裁判所に行いますので、ご注意ください。

なお、授業料以外の学校徴収金についても随時督促を行います。

4 授業料の免除について

次のような場合は、授業料等の免除を受けることができます。

- ①生活保護法の規定による保護を受けるに至ったとき。
- ②災害・疾病・失業・生業不振その他の理由により生活困難となったと認められるとき。
- ③その他、教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められるとき。

詳しくは、事務室までお問い合わせください。